

上三川町人事行政運営状況(概要)

住民の皆さんに町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくため、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表するものです。

■新規採用(平成18年4月1日)及び退職(平成18年3月31日)の状況

	採用者数	退職者数						
		定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政職	7人	1人	2人	1人	0人	0人	0人	0人
技能労務職	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

■職員数の状況(※教育長を除く)

部門	区分	職員		
		※()内数字は対前年度増減数		
		16年度	17年度	18年度
一般行政部門	議会	3人	3人	3人
	総務企画	46人(-1)	41人(-5)	45人(4)
	税務	15人	15人	15人
	民生	52人(3)	47人(-5)	50人(3)
	衛生	17人(-3)	17人	15人(-3)
	農林水産	16人	15人(-1)	17人(2)
	商工観光	3人	2人(-1)	2人
	土木	20人	21人(1)	17人(-4)
	小計	172人(-1)	161人(-11)	164人(2)
特別行政部門	教育	49人	47人(-2)	47人
公営企業会計部門	上水道	7人	6人(-1)	7人(1)
	下水道	9人	10人(1)	9人(-1)
	国保等	10人	10人	10人
	小計	26人	26人	26人
合計		247人(-1)	234人(-13)	237人(2)

■人件費の状況(平成17年度普通会計、決算)

住民基本台帳人口 (平成18年4月現在)	歳出総額	人件費	人件費率	前年度の人件費率
31,427人	10,433,984千円	1,832,354千円	17.6%	18.6%

■職員の平均給料月額及び平均年齢状況(平成18年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
町職員	366,900円	44.6歳	304,800円	50.5歳

■職員の初任給(平成18年4月1日現在)

区分	初任給	
一般行政職	大学卒	159,700円
	高校卒	138,400円

■その他の職員手当の状況(平成18年4月1日現在)

区分	内容	
扶養手当	配偶者:13,000円 扶養親族(配偶者を除く):2人まで1人当り6,000円、3人から1人当り5,000円	
住居手当	借家の場合:27,000円を限度に支給(家賃12,000円以下は支給なし) 持ち家の場合:1,000円(新築後5年間は2,500円)	
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合に限る 交通機関利用:月額55,000円を限度に支給 自家用車等を利用した場合:距離に応じ2,000円~24,500円を支給	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(平成18年4月1日改正) 課長職 12%(平成17年度 13%) 主幹 9%(平成17年度 12%) 課長補佐(所長) 8%(平成17年度 11%)	
時間外手当	平成17年度 支給総額	30,784,951円
	職員1人当りの平均支給月額	14,412円
特殊勤務手当	以下2業務に従事した場合に限り支給する 伝染病防疫作業 作業1日 600円(平成17年度該当なし) 行旅人死病人等取扱業務 作業1日 5,000円(平成17年度該当なし)	

■特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区分	町長	助役	収入役	議長	副議長	議員
報酬等月額	741,000円	589,000円	570,000円	350,000円	280,000円	255,000円
期末手当	4.8575か月			3.8525か月		

※平成17・18年度は、町長、助役及び収入役の給与を5パーセント減額しております。（上記は、減額後の額です。）

■勤務時間の状況（平成18年7月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
40時間	8時30分	17時30分	12時から13時	土曜日及び日曜

※保育所や図書館等の本庁以外の勤務場所については、上記と異なる勤務形態の場合があります。

■年次休暇の状況（平成17年1月1日～平成17年12月31日）除く 学校公仕

総付与日数	総取得日数	全期間在職職員数	1人当たり平均取得日数
8,822日	2,799日	224人	12.5日

■休暇等

区分	内容
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を越えない範囲内で残日数を繰り越すことができる
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇:3日 分べん休暇:出産予定日の6週間前の日から出産の前の日まで及び出産の日から8週間を経過する日までの期間 親族の死亡:配偶者及び父母=7日 子=5日 祖父母=3日 その他=1日
介護休暇 (時間で給与減額)	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は高齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する6月以下で必要な期間
育児休業(無給)	子が3歳に達する日までの期間

※詳しい内容は、町のホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先＝総務課 秘書庶務係 ☎569113

(仮称)上三川町総合保健福祉センター 新築事業の工事着手について

平成11年度より、「町民全体の保健・福祉の総合施設」として整備の推進をしてまいりました。(仮称)上三川町総合保健福祉センターの建設に着手しました。

平成20年3月の完成を目標に施設の整備を図ってまいりますので、工事期間中の工事車両の出入りや施工機械の騒音等、町民の皆さんには大変ご迷惑をおかけすると思いますが、工事中の安全対策・周辺環境への影響の防止等には十分配慮すると共に、町民の皆さんが心身ともに健康で、心豊かに暮らしやすい施設となるよう整備推進をしていきますので、皆様のご理解・ご協力・ご支援をよろしくお願いいたします。

①(仮称)上三川町総合保健福祉センター新築事業建築工事

- 施工業者：西松・中村 特定建設工事共同企業体
- ・ 代表者：西松建設 株式会社
- ・ 構成員：中村土建 株式会社

②(仮称)上三川町総合保健福祉センター新築事業機械設備工事

- 施工業者：菱和・日神 特定建設工事共同企業体
- ・ 代表者：株式会社 テクノ菱和
- ・ 構成員：日神工業 株式会社

③(仮称)上三川町総合保健福祉センター新築事業電気設備工事

- 施工業者：関電工・栃木ケイテクノ 特定建設工事共同企業体
- ・ 代表者：株式会社 関電工
- ・ 構成員：株式会社 栃木ケイテクノ

▼問い合わせ先

中心拠点施設整備室 整備係
☎569104